（質問第百十七号）昭和二十二年十一月十二日配付

食糧價格のパリテイ計算方式に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十一日

三　好　　始

参議院議長　松　平　恒　雄　殿

食糧價格のパリティ計算方式に関する質問主意書

單一公定價格制による農產物の價格統制は、今後相当継續されるものと考えられる。從つて、理論的に妥当な價格を設定し、一面において消費者の負担を適正にすると共に、他面において農家経済及び農業再生產に支障を來さないための考慮を必要とする。

そこで、昨年より採られているパリティ計算方式を今後も農產物價格決定の方針として継續するとすれば、上述の立場殊に農家経済及び農業再生產への考慮の点において疑義があるから、左記の点を明らかにしていただきたい。

米價は、工業生產物價格に対し、農產物價格を代表していると考えられるのであるが、御承知の通り、自由價格時代、所謂米價率は大体漸増傾向にあることが認められた。それは、理論的に考えた場合、農業の社会経済的條件を別にすれば、生產の発展に対する工業生產と農業生產の本質的相違から來ていると言える。即ち農業における收穫遞減法則の作用による生產力進步の緩慢性に主として原因する。米價率の漸

増傾向は、かかる條件への適應とも見られる。工業生産物價格と農産物價格を故意に並行せしめんとする場合は、農家の多くは生産費價格さえ保障されないことになり、統制秩序崩壞の原因となるだけでなく、農業再生産の減退を來し、國民經濟上妥当とは考えられない。

今後食糧價格決定にパリテイ計算方式を継続する場合、從來の方式をそのまま続けることは、この点から考えて疑問に感ずるのである。これに対する政府の説明を求めたい。